

(別添2)

国総建第68号

国総建整第71号

平成21年6月19日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

#### 下請資金繰り支援事業に係る事務取扱いについて

景気状況が悪化する中、極めて厳しい経営状況に直面している下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図るため、今般、「下請資金繰り支援事業について」（平成21年6月15日付け国総建第67号、国総建整発第67号。以下「建流審通知」という。）に基づき、下請建設業者等の債権の買取時における金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を図る事業を行うこととしたところであるが、本事業に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

##### 1 ファクタリング事業者の財産的基礎

建流審通知記3③に規定する別に定める額は、原則5億円以上とする。ただし、特に売掛債権の買取に関する実務経験及び専門知識を有する者として（財）建設業振興基金が認めるものに係る当該額については、この限りでない。

## 2 民間事業者の買取限度額等

### (1) 債権買取限度額

建流審通知記4(1)①に規定する別に定める額は、原則として、ファクタリング事業者の純資産額の2.5倍に相当する額とする。

### (2) 一の元請建設業者当たり債権買取限度額

建流審通知記4(2)①に規定する別に定める額は、5億円とする。

### (3) 一の下請建設業者等当たり債権買取限度額

① 建流審通知記4(3)①に規定する別に定める額は、下請建設業者等の規模等に応じ1億円、3億円又は5億円のいずれかとする。

② 建流審通知記4(3)②に規定する別に定める額は、額面金額で500万円とする。

### (4) 債権の買取料率の上限

建流審通知記4(4)に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

## 3 利用料金の料率

建流審通知記6(2)に規定する別に定める料率は、原則として、当該債権額に対して年率1%とする。

## 4 金利負担助成

### (1) 助成額

建流審通知記7(1)に規定する別に定める料率は、ファクタリング事業者が債権を買い取る際に設定する債権の買取料率(年率)の2分の1(ただし、年率3%を上限とする。)とする。

### (2) 助成金の交付

建流審通知記7(2)②に規定する別に定める期間は、3か月とする。

## 5 損失補償

### (1) 損失補償率

建流審通知記8(1)に規定する別に定める率は、原則として、95%とする。ただし、本事業により平成21年12月31日までに買い取られた債権については、一の元請建設業者当たり買取債権の合計額のうち1,000万円までの部分に対する当該率は、99%とする。

(2) 損失補償金の支払

建流審通知記8(2)に規定する別に定める期間は、原則として、3か月とする。

(3) 損失補償の対象となった債権を回収した場合の返戻

建流審通知記8(3)に基づき、ファクタリング事業者が損失補償の対象となった債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

6 国への報告

建流審通知記9に規定する別に定める期間は、3か月とする。

附 則

(1) 施行期日

この通知は、平成21年7月1日から施行することとし、平成23年3月31日までに買い取られた債権を対象とする。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。